

別記

銚田市マスコットキャラクターデザイン使用規格

1. キャラクターデザイン

使用できるデザインは、次のとおりとする。

○オリジナル

カラー

モノクロ



○ロゴ **ほこまる**

○デザインバリエーション

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



10



11



12



13



14



15



16



17



18



19



20



21



22



23



24



25



26



27



28



29



30



31



32



33



34



35



36



37



38



39



40



41



42



43



2. 規格・サイズ

次の行為は原則行わないこととする。

- ・縦横比率を変更すること。
- ・イラストの一部を切り取ること。
- ・イラストの一部を加工すること。
- ・イラストに新たな要素を加えること。
- ・イラストの上に別な画像を重ねること。
- ・イラストを反転すること。
- ・配色を変更すること。

上記について、やむを得ない理由がある場合は、事前に所管課と協議をすること。

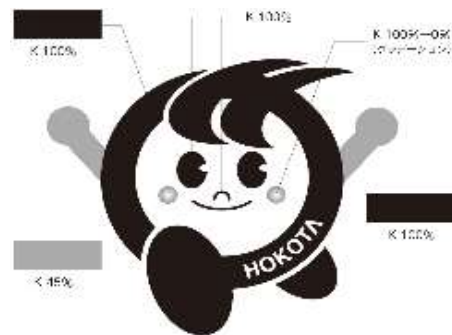
3. 配色規格

配色は次の規格を基本すること。

オリジナル カラー



オリジナル モノクロ



ロゴ



デザインバリエーション(①～⑨に適用)



4. その他

使用の際は、銚田市のマスコットキャラクターである旨を明記すること。